議案第24号議案

まちづくり環境委員会 令和4年2月25日

環境清掃部 資料 15番

所管 環境対策課

大田区ハト・カラスへの給餌による被害防止条例について

1 条例制定の目的

ハト・カラスなどへの給餌(えさやり)が、えさに集まるハト・カラスのフンや羽毛などによる生活環境の悪化、生態系への影響などの様々な被害を及ぼしていることを踏まえ、ハト・カラスへの給餌による被害の防止について必要な事項を定めることにより、区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。

2 条例案の主なポイント

- (1) 区内全域において、ハト・カラスへの給餌による被害を生じさせることがないよう努めなければならない。
- (2)公共の場所(道路・公園等)において、ハト・カラスへの給餌を行うことを禁止する。
- (3) ハト・カラスへの給餌による被害を公共の場所に生じさせることを禁止する。違反者に対しては指導を行い、指導に従わないものに対しては 過料に処する。

3 施行日

令和4年4月1日

4 広報

区報、区設掲示板、ホームページ、デジタルサイネージで広報する。